

税務における第一人者  
“税務マエストロ”による税実務講座

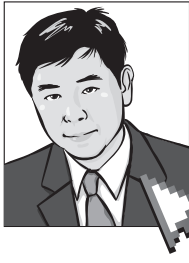
# 税 務 マエストロ

TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

## 令和8年度改正

#314 熊王征秀  
(税理士)



### 略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

東京税理士会会員相談室委員、東京地方税理士会税法研究所研究員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。 [ta@lotus21.co.jp](mailto:ta@lotus21.co.jp)

### マエストロの解説

令和8年度改正のうち、実務において重要なのはインボイス制度の導入に伴う下記①と②の経過措置に関する改正である。

- ① 非登録事業者からの課税仕入れに対する経過措置の延長
- ② 2割特例の延長と特別控除税額の縮小（3割特例の創設）

このほか、特定少額資産販売事業者登録制度の創設やプラットフォーム課税の導入など、国際電子商取引に関する27年度改正に引き続き、国際商取引についても大きな改正があった。

今回は、この令和8年度消費税改正について確認する。なお、改正内容と適用時期については下記の「一覧表」でご確認いただきたい。

#### 令和8年度消費税改正（一覧表）

項目	内容	適用時期
インボイス制度の経過措置	<p>非登録事業者からの課税仕入れの取扱い</p> <p>適用期間を2年間延長し、下記の区分に応じた割合を控除可能割合として経過措置を適用する。</p> <p>令和8年10月1日～令和10年9月30日 70%</p> <p>令和10年10月1日～令和12年9月30日 50%</p> <p>令和12年10月1日～令和13年9月30日 30%</p> <p>(注) 年又は事業年度中における一の非登録事業者からの課税仕入れの合計額は1億円を上限とする。</p>	<p>令和8年10月1日～13年9月30日</p> <p>(注) については令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。</p>

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい